

入札心得書

(総則)

第1条 全国農業共済組合連合会 会長理事 高橋 博 (以下「会長」という。)の所掌に属する契約に関する入札について、入札参加者が知りかつ守らなければならない事項は、法令その他に定めるもののほか、この入札心得書によるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、あらかじめ入札の公告、入札説明書、調達仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札参加者は、書類等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で本会に説明を求めることができる。

- 2 入札参加者は、第1項の書類等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 3 入札参加者は、別紙3「入札書」を作成し、封かんの上、入札者の氏名(法人にあっては、法人名)、宛名及び入札件名を標記し、入札公告に示した日時までに入札しなければならない。
- 4 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引き替え、変更又は取り消しをすることができない。
- 5 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その入札前に代理人の資格を示す別紙4「委任状」を本会に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- 7 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。
- 8 入札参加者は、別紙2「暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書」について入札前に提出していなければならない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は免除する。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって変えることができる。)の欠く入札

- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札
- (8) 入札時刻に遅れてした入札
- (9) 別紙2「暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書」について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

第7条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。この場合、当初の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とする。

(落札者の決定)

- 第8条 会長理事が定めた予定価格の制限の範囲内で、入札説明書で示す要求事項のうち必要項目の最低限の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。
- 2 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
 - 3 1のただし書きについて、落札者となるべき者の入札価格が、契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある場合は、入札を「保留」として終了し、調査の上、その結果を後日通知する。
 - 4 3に該当する場合、当該入札を行った者は、契約担当職員が行う調査に協力しなければならない。

(同総合評価点の入札)

- 第9条 落札となるべき同総合評価点の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者及び当該開札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書等の提出)

- 第10条 落札者は、契約書を作成するときは、契約書の案に記名押印の上（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）、速やかに会長に提出しなければならない。
- 2 落札者が速やかに契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。
 - 3 落札者は、入札金額の内訳書を速やかに提出しなければならない。

(入札等に使用する言語及び通貨)

第11条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(その他の事項)

第12条 この心得書に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。